

参考資料

参考資料 1 世帯形態分類表

符号	区分	基準	摘要
1	共働き世帯	世帯主及び配偶者が定職を有し就業している世帯	配偶者が内職であるものを除く。
2	母子世帯	配偶者のいない母親と18歳未満の未婚の子で構成されている世帯	子の就業の有無を問わない。
3	高齢者世帯	夫が65歳以上で妻が60歳以上の夫婦のみの世帯又はこれに18歳未満の子が加わった世帯	子の就業の有無を問わない。
4	普通世帯	上記以外の世帯	

参考資料 2 職能形態分類表

符号	区分	基準	摘要
1	経営職 (勤労以外)	使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員	民間、官公職員でも高度の企画管理に従事する者を含む。
2	管理職 (勤労)	管理的な仕事に従事している者	いわゆる、職長、現場監督等は含まない。
3	専門職 (勤労・勤労以外)	高度な専門知識技術を内容とする仕事に従事している者	大学卒業程度の能力を有し、更に高度の試験又は実務経験必要とし、或いは特殊な芸術的能力を必要とする仕事に従事する者
4	事務職 (勤労)	書記的な仕事に従事している者	一般的な知識・経験に基づいて一定の判断的内容をもつ業務を行う者。単純な集金のような外勤事務などは含まない。
5	技術職 (勤労)	技術的な仕事に従事している者	大学、短大卒業程度の能力を有し、一定の試験又は実務経験を必要とする技術な業務に従事するもの
6	商工職 (勤労以外)	独立して個人組織(使用人4人以下)で商品の製造、加工、販売又はサービスを提供する業主	技能・労務職に分類されるべき者でも雇用されず、独立営業している者は含める。
7	技能・労務職 (勤労)	主として肉体的労働に従事している者	工程に関する知識、機会の操作的能力を必要とするが、反復的・限定的な作業に従事する者
8	その他 (勤労以外)	1~7の分類に当てはまらない者	
9	無職 (無職)	職業のない者	

区市町村別調査単位区数

平成15年1月1日現在

区市町村	調査単位区数			区市町村	調査単位区数			区市町村	調査単位区数		
	計	生計	家計		計	生計	家計		計	生計	家計
総数	132	46	86	北区	2	-	2	昭島市	2	2	-
区部	68	-	68	荒川区	2	-	2	調布市	4	4	-
港区	2	-	2	板橋区	4	-	4	町田市	4	4	-
新宿区	4	-	4	練馬区	6	-	6	小金井市	2	2	-
文京区	2	-	2	足立区	4	-	4	小平市	2	2	-
墨田区	2	-	2	葛飾区	4	-	4	日野市	2	2	-
江東区	4	-	4	江戸川区	4	-	4	東村山市	6	-	6
品川区	2	-	2					国分寺市	2	2	-
目黒区	2	-	2	市部	64	46	18	国立市	2	2	-
大田区	6	-	6	八王子市	6	6	-	清瀬市	2	2	-
世田谷区	6	-	6	立川市	6	-	6	東久留米市	2	2	-
渋谷区	2	-	2	武蔵野市	2	2	-	多摩市	2	2	-
中野区	4	-	4	三鷹市	2	2	-	稲城市	2	2	-
杉並区	4	-	4	青梅市	2	2	-	羽村市	2	2	-
豊島区	2	-	2	府中市	6	-	6	西東京市	4	4	-

(注) 生計は都単独事業の生計分析調査分、家計は総務省統計局の家計調査分である。  
1調査単位区当たりの調査世帯数は6世帯である。